

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成6年9月8日	不動産番号	1810000081861
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	瀬戸市上之山町二丁目			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
318番273	宅地	109	96	318番246から分筆 〔昭和51年7月15日〕	
183番	余白	余白		①変更 〔昭和56年4月1日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年9月8日	
余白	余白	104	48	③錯誤 〔平成26年3月20日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権登記	余白	所有者 愛 知 県 昭和39年法律第18号附則第4項により 平成5年11月16日登記 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年9月8日

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	地上権設定	令和7年7月18日 第30571号	原因 令和7年5月30日設定 目的 鉄道施設物設置 範囲 東京湾平均海面上115・0メートルから 131・0メートルまでの間 存続期間 令和7年6月1日から令和37年5 月31日までの間とする。ただし、目的に供 しなくなった場合は、その供しなくなった日 までの間 地代 30年金1万4,736円 支払時期 令和7年7月9日 特約 東京湾平均海面上131・0メートル以 下は、掘削又は土地の形質を変更しない 東京湾平均海面上131・0メートルにおい て、載荷量は1平方メートルにつき2トン以 下とする 鉄道の運行の障害となる工作物を設置しない 地上権者 岡崎市北野町字二番沢68番地 愛 知 環 状 鉄 道 株 式 会 社

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K81593 (3 / 4)

1 / 2



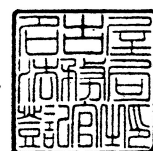
これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。
(名古屋法務局春日井支局管轄)

令和8年4月28日

名古屋法務局

登記官

山田賢治



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K81593 (3/4)

2/2

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成6年9月8日	不動産番号	1810000081862
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	瀬戸市上之山町二丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
318番246	宅地	29640	11	318番1から分筆 〔昭和46年3月4日〕	
余白	余白	28859	12	③318番246、318番271ないし318番273に分筆 〔昭和51年7月15日〕	
余白	余白	28855	53	③318番246、318番392に分筆 〔昭和53年3月3日〕	
184番	余白	余白		①変更 〔昭和56年4月1日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年9月8日	
184番1	余白	26428	97	①③184番1、184番2に分筆 〔平成16年10月25日〕	
余白	余白	26373	59	③錯誤 〔平成26年3月20日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権登記	余白	所有者 愛 知 県 昭和39年法律第18号附則第4項により 平成5年11月16日登記 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年9月8日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(名古屋法務局春日井支局管轄)

令和8年4月28日

名古屋法務局

登記官

山 田 賢 治



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

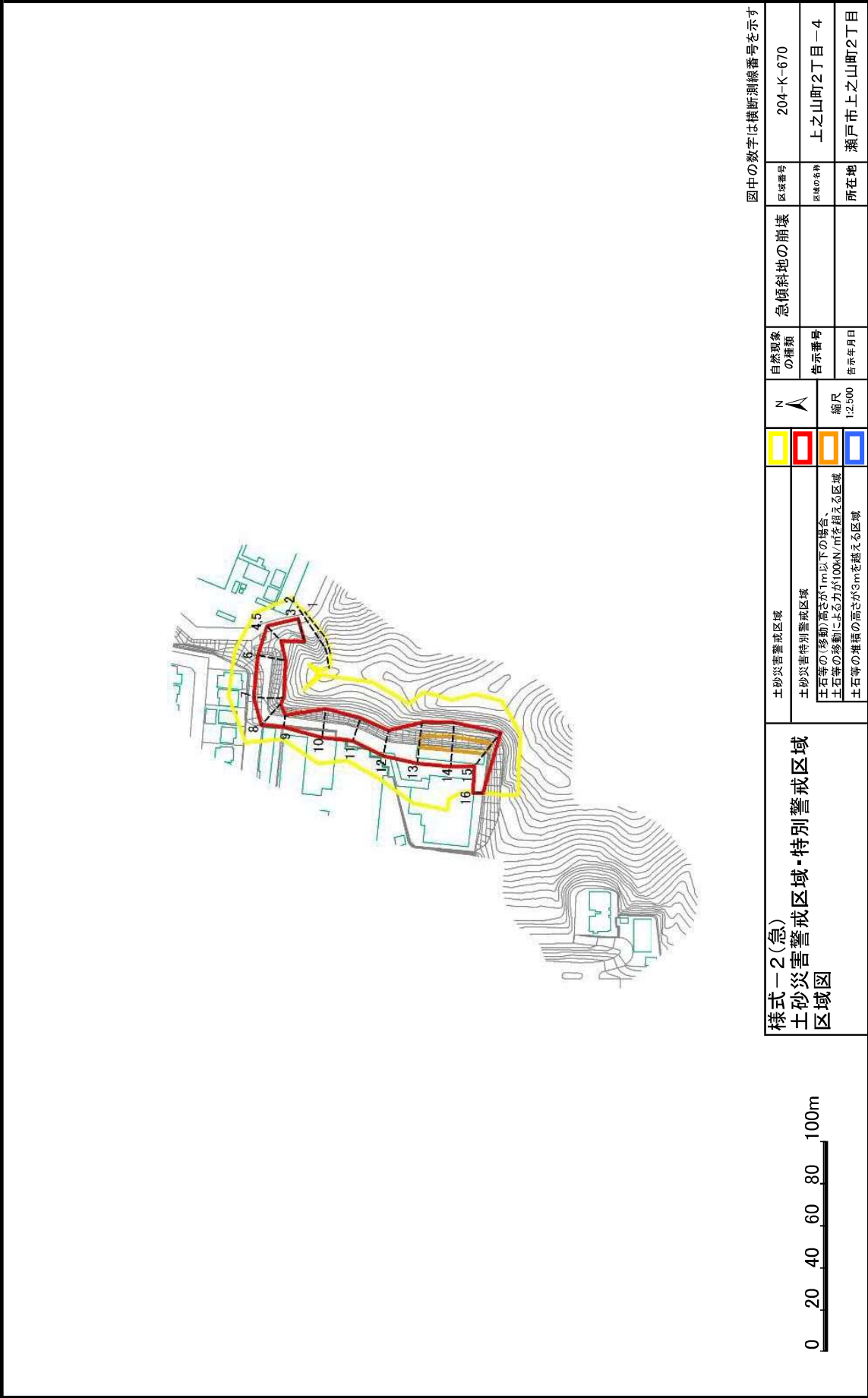
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

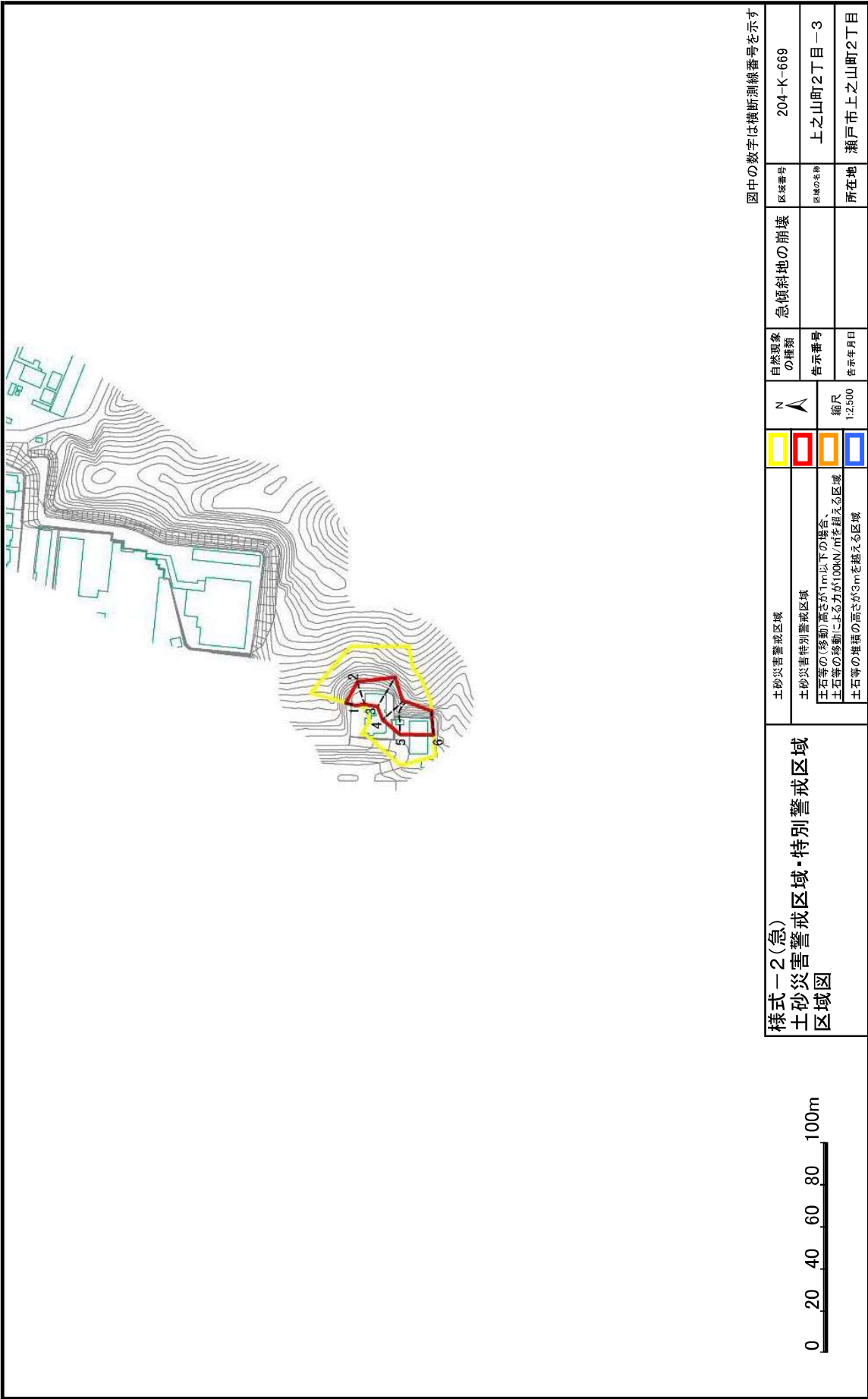
整理番号 K81593 (4/4)

1/1

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書



土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書



この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。(助言番号 令6部公第351号)」

本図面は、土砂災害警戒区域等の範囲を明示するために掲載しています。

原図サイズはA4

愛知県